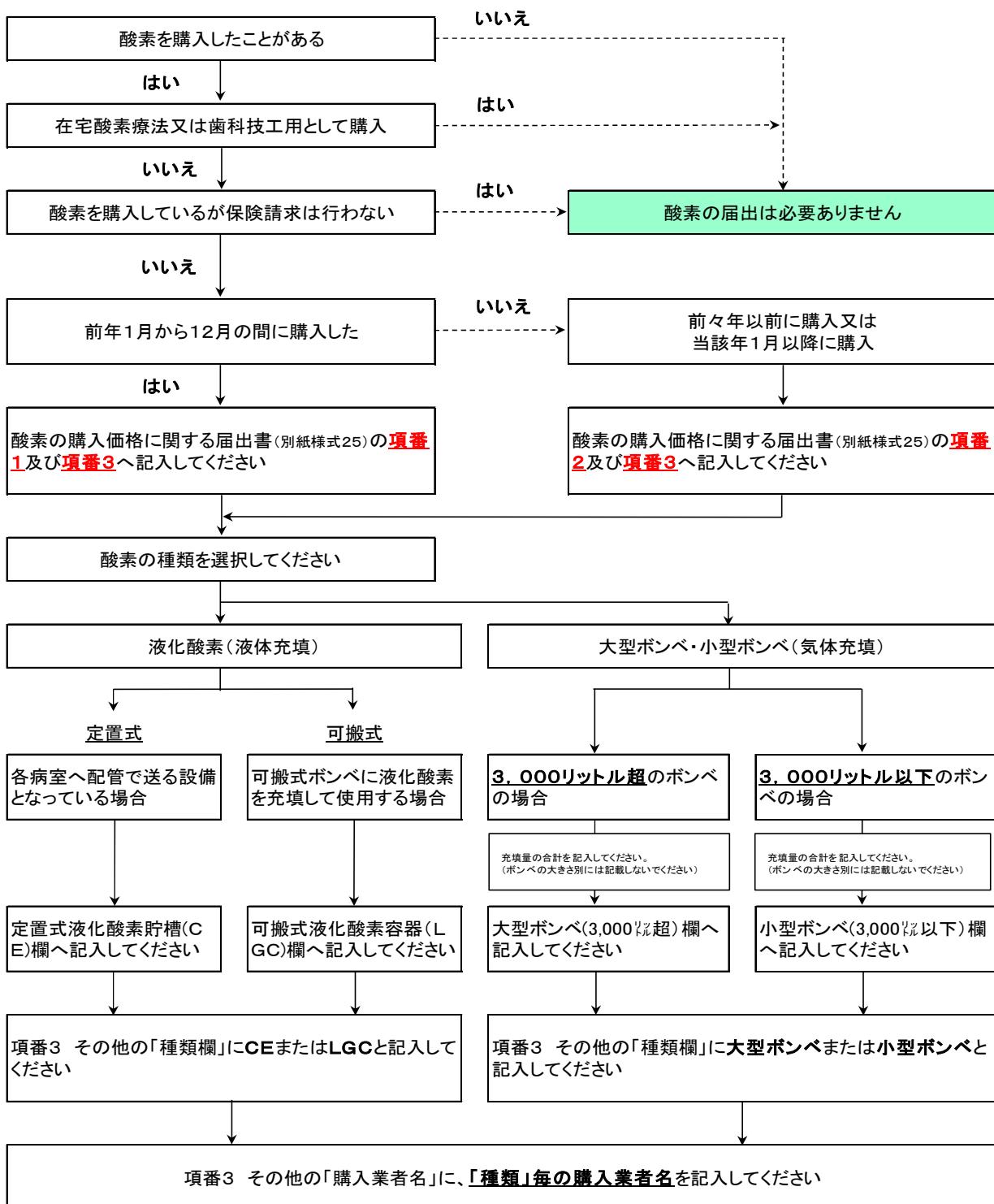


酸素の購入価格の届出

保険医療機関は、当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び酸素の容積を、当該年の2月15日までに地方厚生局長に届け出る必要があります。

酸素の購入価格の届出が必要か、下記のフローチャートでご確認ください。

酸素の届出に関するフローチャート



注1:埼玉県内の保険医療機関は、指導監査課へご提出ください。

(送付先 : 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎 検査棟2階)

注2:種類の異なるボンベを同月に購入した場合は、大型ボンベと小型ボンベに分類し、それぞれ合計の購入量及び購入金額を記入してください。

注3:購入対価には、消費税を含めてください。また、購入価格には、ボンベ本体の容器代は含まれません。酸素のみの金額を記入してください。